

門真市公共工事の入札に係る最低制限価格の事後公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が施行する工事に係る最低制限価格の事後公表を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事後公表の対象となる工事)

第2条 最低制限価格の事後公表の対象となる工事は、設計金額1,300,000円を超える工事から選定する。

2 前項の選定を行う場合は、門真市建設工事請負業者審査委員会（門真市建設工事請負業者審査委員会要綱（昭和54年8月15日実施）に規定する門真市建設工事請負業者審査委員会をいう。）の審査を経るものとする。

(入札参加者への周知)

第3条 市長は、事後公表の対象となる工事を発注するときは、あらかじめこの要綱に基づく事後公表を行う旨を入札公告又は指名通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格の事後公表は、対象となる工事の契約締結後、門真市公共工事に係る入札結果の公表に関する要綱（昭和57年7月1日施行）の規定に基づく入札結果等の公表をもって行う。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。